

池田市高齢者介護予防に向けた社会参加継続促進業務委託仕様書

1. 業務名

池田市高齢者介護予防に向けた社会参加継続促進業務

2. 業務委託期間

契約締結日から令和9年3月31日までとする。

3. 業務の目的

本業務は、本市の実施する介護予防事業をより効果的に実施するためのアプローチとして、対象層に対し、調査及び参加型プログラムを一体的に実施し、生活環境に変化があっても社会参加を可能な限り継続できるよう意識付けすることを目的とする。

ここでいう社会参加とは、就労や地域での活動、趣味等の講座への参加のことをいう。

4. 業務の対象層

現在本市が実施している介護予防事業は「時間の自由度が高い層」が比較的参加しやすい平日の日中が中心となっている。その時間帯に参加できない「時間の自由度が低い層」へはアプローチできていない。また、「健康への関心度が高い層」向けプログラムは充実しているが、「健康への関心度が低い層」へは十分ではない。(下図参照)

以上を踏まえ、介護予防事業が十分に展開できていない「時間の自由度が低い層」(下図における第1象限及び第3象限)へのアプローチを基本とする。

なお、「時間の自由度が低い=一定の社会参加ができていない」と仮定する。

<池田市介護予防事業の全体図>

	時間の自由度が低い	時間の自由度が高い
健康への関心度 高い	(第1象限)	(第2象限) 高齢者の筋トレ教室 ふくまる元気アップ教室 脳トレエクササイズ 介護予防講座 体操中心の自主グループ 地域介護予防活動グループ
健康への関心度 低い	(第3象限)	(第4象限) 社会参加を軸とした介護予防

(用語解説)

高齢者の筋トレ教室	有酸素運動・マシントレーニングを中心とした教室
ふくまる元気アップ教室	ふくまる体操(参照 URL <a href="https://www.youtube.com/watch?v=HmWeSw8r2Lw">https://www.youtube.com/watch?v=HmWeSw8r2Lw</a> )を中心にフレイルを予防する教室
脳トレエクササイズ	運動と認知課題を組み合わせ、脳を活性化する教室
介護予防講座	口腔、栄養、認知症予防などをテーマとした講座
体操中心の自主グループ	参加者が自主的に行うふくまる体操を中心としたグループ
地域介護予防活動グループ	地域に根差した介護予防活動を支援するもの(市内一か所)

社会参加を軸とした介護予防	高齢者の社会参加を促すプログラム(趣味、学びの場を提供)や健康計測イベントを実施
---------------	--

5. 履行場所  
池田市内

6. 業務内容

プロポーザルの提案内容には、下記の(1)・(2)の項目を基本としつつ、本事業の目的を最大化するための独自のノウハウや創意工夫を用いた効果的な企画内容を提案すること。

(1) 調査業務

① 実態把握のための調査業務

ア 「市の事業(前頁の図参照)に参加していない社会参加している高齢者」の実態を把握することを目的にアンケート調査等を実施すること。

イ 「市の事業に参加していない社会参加している高齢者」とは、事業対象者及び要支援者、要介護者は除く一般高齢者のうち就労などをしており社会参加ができている高齢者を指す。

ウ アンケート調査対象者の抽出に必要なデータは受託者と協議の上、本市より提供する。

エ 調査の実施は、郵送、WEBによる回答を想定しており、アンケート調査票作成費、郵送費、WEBフォーム作成・運営費等調査実施にかかる費用については受託者負担とする。

調査母数は、「②情報分析業務」において成果物を作成できる数を確保すること。ただし、統計学上有意であるかまでは問わない。

(参考)

「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」

手法 無記名調査 郵送による送付、回答

調査期間 令和7年10月31日～11月20日

設問数 全83問

有効回答率 59.2%

オ 調査設計にあたっては、令和7年度に実施した「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の結果を活用することが望ましい。

カ 調査項目は対象層の生活環境の変化などがあっても社会参加を継続できるよう行動変容及び健康意識を高めることにつながるものとし、市と協議のうえ決定する。なお、「4.業務の対象層」内の図中の第3象限を第1象限へ、第1象限を第2象限へと移行する手段や第1象限、第3象限への効果的なアプローチ手法を検証することが可能な内容とする。

キ 事業終了後も追跡調査できるようにし、社会参加の継続性や健康意識、介護予防リテラシーの向上について測れるものとする。

ク 調査票送付時に(2)参加型プログラムの案内を同封しても差し支えない。

② 情報分析業務

ア ①により特定した対象層の社会参加状況、健康状態、要介護・要支援リスクなどを分析するとともに対象層への効果的なアプローチ手法を分析する。また、「(2)参加型プログラム」の参加者から得られるデータも活用すること。

イ 「4.業務の対象層」内の図中の第3象限を第1象限へ、第1象限を第2象限へと移行する手段や第1象限、第3象限への効果的なアプローチ手法の検証を行う。

- ウ 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果を活用し、背景因子（就労状況や社会参加状況）を考慮した上で、要介護・要支援リスクについて比較分析を行う。
- エ 分析を行うにあたっては、研究機関等の第三者機関による評価を行うこととする。第三者機関評価に関する費用は受託者が負担するものとする。

(2) 参加型プログラム運営業務

- ア 対象者は「4. 業務の対象層」内の図中の第1象限、第3象限を基本とし、「(1) 調査業務①イ」の「市の事業に参加していない社会参加している高齢者」とする。
- イ 対象者が参加しやすいよう平日夜間や休日等、曜日・時間帯を調整し参加型プログラムを実施すること。
- ウ 個別の興味や関心、健康状態に合わせたプログラムとし、参集型に限らず、オンラインで行うプログラムでも差し支えない。
- エ プログラム参加を通じて、社会参加の重要性の認識、健康意識、介護予防リテラシーの向上等、社会参加の継続促進につながるよう働きかけること。また、社会参加の継続促進につながらなかった場合はその要因を把握できる体制をとること。
- オ 2～5か月の連続プログラムであることが望ましいが、個別性に合わせて単発プログラムを複数回実施することでもよい。回数や参加定員は以下のとおりとし、組み合わせて実施することも可能であり、延べ参加人数を400人以上となるような定員総数とすること。

	回数	定員
連続プログラム	4プログラム以上	20名以上（1プログラムあたり）
単発プログラム	6回以上	50名以上（各回）

- プログラム間の重複参加は極力避けるよう配慮し、市と協議の上、決定すること。
- カ イベント、プログラムへの参加費は原則無料とするが、実費相当の金額を徴収することは可能とする。ただし、事前に本市へ相談し、指示に従うこと。
- キ プログラムの内容などがわかるチラシやポスターを作成・印刷し、市内公共施設での掲示や、会場周辺の自治会等への配布を行う等、広く市民に対し周知・広報を行い、積極的なアプローチを図ること。なお、作成物の内容にあたっては、本市と協議の上、決定するとともに、電子データを提出すること。また、その他集客に効果があると思われる広報、SNS等の媒体を活用するなど多様な手法の活用も実施すること。
- ク 事前申込みの必要なプログラムがある場合は、事前申込みの受付を電話やWEBで行うこと。また、申込状況を随時集約のうえ本市へ報告すること。
- ケ 参加者等から質問等があった場合には、迅速かつ適切に対応すること。
- コ 実施にあたっては、感染症等の感染対策を十分踏まえた対応を行うこと。
- サ 参加型プログラム終了時（途中離脱含む）に本プログラムの参加を機会に、社会参加継続に対し前向きになれた（または、意識が変わった）かを測る項目を含むアンケート調査を行うこと。また、「(1) 調査業務」の項目と連動することが望ましい。

7. 報告及び検証等

- ① 受託者は業務完了後に、各業務における報告に加えて、全体における事業実施の効果や課題及び課題に対する対応策など、次年度以降の効果的な事業実施につなげられるよう、分析結果を報告書にまとめて、本市へWord、Excel等の編集可能な形式のデータで納品すること。また、本業務に関する国や府への報告資料の作成に協力すること。

- ② 受託者は業務完了後に、本業務で取り扱った個人情報を消去するとともに、本市が提供したCD-Rについては裁断・粉碎処理を行うこと。また、裁断・粉碎処理後に本市へ報告書を提出すること。
- ③ 受託者は、対象者や参加者等から苦情を受けた場合又は事故が発生したときは、速やかに本市に報告するとともに、その記録を提出すること。

## 8. 問い合わせに係る対応

受託者は、各業務における対象者や参加者等からの質問等に随時迅速かつ適切に対応するため、電話受付窓口を設置すること。

## 9. 事故に係る対応

事故等による責任及び損害賠償等は受託者に帰属する。参加型プログラムにおける事故に対応できる保険に加入すること。また、参加者等が事故にあった場合や、苦情やトラブルが生じた時は、適切な措置を講じるとともに、直ちに本市に報告しなければならない。

## 10. セキュリティ

### ① 秘密の保持

ア 本業務の契約の期間中もしくはこの契約が終了し、又は解除された場合において、この契約に係る業務上知り得た事項について、第三者に漏らしてはならず、また不当な目的に使用してはならないこと、その他個人情報の保護に関する必要な事項を従事者に周知しなければならない。

イ 本市が保有する個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護法、池田市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年池田市条例第24条）及び池田市個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年池田市規則第18号）を遵守し、個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他個人情報保護に必要な措置を講じる。

### ② 個人情報の適切な管理

ア 個人情報の管理要領等を定め、適切な収集や管理等に係る規定等を整備する。

イ 個人情報の管理者を設置し、受託者における個人情報等の保護の責任、役割分担の明確化に努め、体制を整備する。

ウ 個人情報を取り扱う従事者に対し、研修等を年1回以上実施する。

エ 個人情報を記録した帳票等の媒体は、施錠できるキャビネット等に保管する。

オ 個人情報等を管理するコンピュータについては、情報セキュリティ事故対策（パスワードによるアクセス制御等）を講じる。

## 11. 実施体制

① 大阪府内に事業所を設置し、本市の求めに対して迅速に対応できる体制であること。

② この仕様書に基づく業務の実施に当たり、適正な履行が実施できるよう業務責任者、専門職のスタッフなどの人員体制、組織体制等を整えること。また、本業務を担当する統括責任者及び従事者を指定し、本市に報告すること。なお、統括責任者は、十分な知識と実績を有する担当者とする。

③ プライバシーマークもしくはISO27001を取得し、業務上の守秘義務を守る体制で実施すること。

④ 本市と連携を密にし、指導に従うとともに、円滑な業務遂行に努めること。

## 12. 成果品の帰属

業務の成果品の所有権、著作権及び利用権は、本市に帰属するものとし、業務により得られた成果品、資料、情報等について、受託者は、本市の許可なく第三者に公

表し、貸与し、使用し、複写し、又は漏えいしてはならない。

### 1 3. その他

- ① 受託者は、業務を遂行するに当たり、本業務の内容及び目的を十分に理解した上で、適切な実施体制、人員配置のもとで進めること。また、本業務を実施するに当たっては、労働基準法、池田市情報セキュリティポリシーのほか、関係する法令を遵守し、仕様書に従い忠実に履行しなければならない。
- ② 受託者は、業務を円滑に遂行するため、適宜、本市との打合せを行うこと。
- ③ 受託者は、業務の進捗について、適宜、本市への報告を行うこと。また、本市から報告の求めがあった場合は、速やかにこれに対応すること。
- ④ 受託者は、業務を一括して第三者に委託することはできない。ただし、事前に本市と協議し、必要と認められた場合は、業務の一部を第三者に委託することができる。
- ⑤ 業務の完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足その他の必要な措置を行うものとし、これにかかる経費は受託者の負担とする。
- ⑥ 本仕様書に定めのない事項が生じた場合は、本市及び受託者両者の協議において決定する。

### 1 4. 費用の負担及び委託事業における成果連動

本業務にかかる全ての経費（チラシやポスターの作成、通知文書やチラシの送付に係る郵便料、電話等の通信費、事業実施に必要な交通費、会場使用料、講座講師の謝礼等、業務報告に係る書類作成経費等）は受託者の負担とする。

また、成果連動は、本業務の委託料全体のうち10%相当とし、事業完了後に委託料最低保証部分と併せて支払うものとする。成果連動部分は、次表の成果指標により事業の実績に応じ支払うものとする。

#### (1) 参加型プログラムの参加割合（委託料の5%相当）

募集定員に係る参加割合 (各回の平均)	成果連動額に対する割合
0%以上40%未満	0%
40%以上65%未満	30%
65%以上90%未満	60%
90%以上	100%

#### (2) アンケート項目に係る数値（委託料の5%相当）

アンケート項目	評価指標	成果連動額に対する割合
本プログラムの参加を機会に、社会参加継続に対し前向きになれた（または、意識が変わった）と回答した者の割合	50%以上	100%

※（1）参加割合及び（2）アンケート項目の割合を算出する際、直近3年以内に市が実施する介護予防事業（「4. 業務の対象層」内の池田市介護予防事業の全体図に記載されている事業を指す）に参加した者は含まないこととする。